

令和6年度 福岡県高等学校柔道選手権大会（確認事項・申し合わせ事項）

1 競技規則（開催実施要項より抜粋）

- (1) 試合は国際柔道連盟試合審判規定で行う。
- (2) 試合時間はすべて3分とする。
- (3) 「優勢勝ち」の判定基準
 - ア 男子団体試合は「技有り」または「僅差」（「指導」差2）以上とする。
チームの内容が同点・同内容の場合は、代表戦を行う。（代表選手は任意に選出する。）
代表戦の「優勢勝ち」の判定基準は「技あり」または「僅差」（「指導」差2）以上とし、試合終了時に得点差がない場合、もしくは、「指導」差が1以下の場合は、ゴールデンスコア方式の延長戦を時間無制限で行う。延長戦は、「技あり」以上の得点があった時点、または、「指導」の数に差が出た時点で試合終了となる。
代表戦で「指導」の累積により両者が同時に「反則負け」となった場合は、スコアをリセットして、ゴールデンスコア方式の延長戦を時間無制限で行い、勝敗を決する。延長戦で「指導」の累積により両者を同時に「反則負け」となった場合は、スコアをリセットして、再度ゴールデンスコア方式の延長戦を時間無制限で行い、勝敗を決する。
 - イ 女子団体試合は「技有り」または「僅差」（「指導」差2）以上とする。
チームの内容が同点・同内容の場合は、代表戦を行う。代表戦は引き分け対戦の中から抽選で選び、ゴールデンスコア方式の試合を時間無制限で行う。代表戦の優勢勝ちの判定基準は「技有り」以上の得点があった時点、または、「指導」の数に差が出た時点で試合終了となる。なお、引き分け対戦がない場合は、両者反則負けなどで勝敗がつかない対戦を代表とする。また、両チームが選手の負傷などで2名しかおらず、引き分け対戦がない場合は、代表選手をすべての対戦の中から抽選で選出して、ゴールデンスコア方式の試合を時間無制限で行う。
 - ウ 個人試合は「技有り」以上または、「僅差」（「指導」差2）以上とする。試合終了時に技による評価が同等の場合は、ゴールデンスコア方式の延長戦を時間無制限で行い、必ず勝敗を決する。
- (4) 個人試合において「同時反則負け」の場合は、次の試合の出場者は延長戦（ゴールデンスコア）で決める。延長戦（ゴールデンスコア）は時間無制限とする。

2 競技方法（開催実施要項より抜粋）

- (1) 団体試合は男女ともトーナメント戦とする。
 - ①トーナメント戦の勝敗の決定は次による。
 - ア 判定基準；選手対選手それぞれの試合の勝敗は、「技有り」「僅差」以上とする。
*僅差は「指導差が2」以上とする。
 - イ 「技の内容」と「指導」の重み
*【一本勝ち＝反則勝ち＞技有＞僅差】の順とする。
- (2) 男子団体試合は、点取り試合とし、試合ごとのオーダー変更を認める。
- (3) 女子団体試合は、点取り試合とし、試合ごとのオーダー変更は行わない。トーナメント戦の勝敗の決定は次による。
 - (ア) 勝ち数の多いチームを勝ちとする。
 - (イ) (ア) で同等の場合は、「一本」による勝ちが多いチームを勝ちとする。
*ただし、一本勝ちと反則勝ちは同等とする。
 - (ウ) (イ) で同等の場合は、「技有」による勝ちが多いチームを勝ちとする。
 - (エ) (ウ) で同等の場合は、代表戦を行う。
*代表戦は引き分け対戦の中から抽選で選び、ゴールデンスコア方式の試合を時間無制限で行う。
*代表戦の優勢勝ちの判定基準は「技有り」または「指導」の数に差が出た時点で試合終了とする。
- (4) 個人試合は男女ともトーナメント戦とする。

3 申し合わせ事項

- (1) 試合時間はすべて3分とする。
- (2) 絞技及び関節技においては、見込みで「一本」は取らない。
高体連においては、絞め技で落ちた場合、その後の一連の試合に出場できる。
- (3) 全国高体連柔道部のIJF試合審判規定の取り扱いについて
 - ・直接的な反則負けのうち「内股、払腰等の技を掛けるか又は掛けようとしながら、身体を前方へ低く曲げ、頭から畳に突込むこと（通称：ダイビング）」をした場合、その後の一連の試合に出場することはできない。ただし、団体試合と個人試合は別に考える。
 - ・ヘッドディフェンスで一発反則負けになった場合、高体連では、次の試合に出場できる。
- ア 団体試合は、ミックスゾーンから試合場側には、監督1名と選手・補欠以外は入れない。
- イ 個人試合は、男女それぞれの試合には異性は入れない。負けた選手は退場する。
- (6) 場内外について
 - ア 抑え込みの場合、場外の障害物（競技役員の机、スコアボード等）に触れた場合は、障害物を取り除き継続する。
 - イ 各試合場の共有ゾーンでの「抑え込み」は、先に「抑え込み」を宣告した試合場を優先する。後から接触してきた方は「待て」を宣告して、立ち勝負から開始する。
 - ウ 各試合場の共有ゾーンでの「立ち勝負」は、先に共有ゾーンで試合をしている方を優先する。後から来た選手の方に「待て」を宣告し、試合場に戻す。
 - エ 試合場の両サイドが狭くて危ない場合があるので、その場合は主審の判断で「待て」をかける。
- (7) 審判員について
 - ア 禁止事項を犯した場合の処置
 - ① 副審の確認と試合者（赤白）の確認を必ず行う。
 - ② 異議や問題が生じた場合は、速やかに合議を行い、試合を続行する。
 - ③ 不測の事態が生じた場合は、本部に申し出て専門委員会からの指示を受ける。
 - イ 技の効果の宣告
 - ① 副審は主審の宣告後、速やかに内容を確認し、異議がある場合はジェスチャーで、主審に知らせる。
 - ② 主審は、同体に近い場合の宣告後、必ず開始線を指し紅白のどちらの選手のポイントか明確に知らせる。
 - ウ 同時反則負け及び一発反則負けの処置について
 - ① 個人試合において同時反則負けは、GS（ゴールデンスコア）を行う。
 - ② 団体試合においての一発反則負け（累積の反則負けではない）を犯した選手は、チームが勝っても次の試合には出場できない。
 - ③ 一発反則負けの場合は、団体試合・個人試合の関連は一連の試合と見なさない。
- (8) 柔道衣コントロールについて
 - ア 柔道衣コントロールは、開会式後に全審判委員で行う。
 - イ 上衣の裾は、後部は臀部を覆い、前部は袖の長さと同じとなるよう確認する。
 - ウ 女子選手のTシャツのマーキング等については以下の規定に従ってください。
 - ・色は白、半そで、丸首
 - ・製造業者マークは、最大20cm²のサイズであれば認められる。柔道衣を着用した際に、製造業者マークが見えてはならない。
 - ・所属名称もしくは、所属を表すエンブレムを左胸に固定してつけることは、認められる。大きさは最大100cm²とする。
 - ・いかなる商業的なマーキングもつけてはならない。
 - エ **試合中に柔道衣の違反が発覚した場合は失格となる。**
- (9) 危険行為と禁止事項について
 - 組み手争いの際、腋固めではないが、相手の釣手を前腕部・肘で、肘関節を決めるように叩いて切る動作は、「相手を傷つけたり危害を及ぼしたり、あるいは柔道精神に反するような動作をする：審判規定では、腋固めのような技をかけるか又はかけようとしながら、畳の上に直接倒れること」として反則負けとなる。この場合、試合者が負傷した場合は、「第29条負傷、疾病、事故 a) 負傷(2)負傷の原因が、負傷していない試合者の責任と認められる時は、負傷させた試合者が負けとなる。」が適用されるので、選手に対して試合前に十分指導・注意する。

4 確認事項

(1) 団体試合における主審・副審のローテーションについて

- ① 3人制 (女子) の場合 1 試合、1 試合、1 試合
- ② 5人制 (男子) の場合 2 試合、2 試合、1 試合

(2) 国際柔道連盟審判規定の主な注意事項 (抜粋)

(負傷)

- ア 出血を伴う負傷があった場合には、主審は医師を呼び、出血を止めさせる。出血がある場合には、主審は医師を呼ぶ。ただし、出血を伴う同じ部位の負傷は、医師による手当を2回まで受けることができる。同じ部位の3回目の出血の時点で、主審は副審と合議した上で試合者自身の安全のために、主審は試合を終了し、相手に「棄権勝ち」が与えられる。
- イ 試合者が頭部もしくは背部(脊柱)に強烈な衝撃を受けたとき又は主審が重大な負傷が起こったと判断したとき、主審は医師を呼ぶこと。いずれの場合においても、医師はできるだけ短時間に試合者の診察を行い、主審に試合を続行できるか否かを告げる。医師が負傷した試合者を診察した後、試合続行不可能である旨を主審に告げた場合、主審は副審と合議の上、試合を終了し、相手の試合者に「棄権勝ち」を与える。
- ウ 軽微な負傷については、試合者自身が処置することが認められる。例えば指が脱臼した場合には、主審は「待て」又は「そのまま」を宣告して試合を中断し、脱臼した指を試合者自ら復すことを認める。試合者が同じ指の整復を行うことは2回まで認められる。同じ脱臼を3回目に負った時点で、当該試合者は試合続行が不可能であるとみなされ、主審は副審と合議した上で試合を終了し、相手の試合者に「棄権勝ち」を与える。
- エ 試合中の嘔吐は疾病扱いとなり、相手の「棄権勝ち」となる。

(審判)

- ア 試合者が打撲等によって軽微な負傷をした場合、3～4秒程度様子を見て試合の続行を促す。
- イ 「引き分け」「総合勝ち」は宣言する。
- ウ 主審はその見解を宣告し、該当する動作をしている間、何らかの異見に直ちに気づくために、少なくとも1名の副審をその視野に入れていなければならない。ただし、常に試合者が継続している動きから目を離さないようにしなければならない。

(副審の役割)

- ア 「返し技」や「捨て身技」の場合は、主審は技の評価を示すと同時に「赤」か「白」を指差すことが必要であるが、副審の意見が違う場合はその場に立って合議を求めて協議する。審判委員もサポートする。
- イ 主審が「技有」を出したが「一本」と認められる場合、副審は妥協せず「一本」のジェスチャーでサポートする。
- ウ 場内外の判断で場内であるにもかかわらず、副審が誤って「場外」とする場合は技が途切れるまで見定めて「場内外」の判断をする。